



【第149回 「防災塾・だるま」 防災まちづくり談義の会

改めて**国民保護体制**を学ぶ

～北朝鮮が核実験・弾道ミサイル発射実験を繰り返す今！！
改めて国民保護体制を学ぶ～



国民保護を行なう人たちや
場所などを識別するため、
ジュネーブ条約等で定めら
れている標章

平成29年11月17日
神奈川県安全防災局安全防災部長
杉原英和

資料：消防庁国民保護室等より

本日の内容

- ・ 国際情勢
- ・ 国民保護とは
- ・ 国民保護法が対象とする事態（武力攻撃事態・緊急対処事態）
- ・ 国民保護措置の内容（国・県・市の役割）
- ・ 国民保護訓練
- ・ 身の安全を守るために

北朝鮮の弾道ミサイル発射等

- 平成29年7月 4日 弾道ミサイル発射
- 平成29年7月28日 弾道ミサイル発射
- 平成29年8月29日 弾道ミサイル発射
北海道上空通過
- 平成29年9月 3日 核実験実施
- 平成29年9月15日 弾道ミサイル発射
北海道上空通過

北朝鮮の動向が国際的に注視されている。

国民保護とは

私たちの社会を揺るがす危機

危機には様々なものがあります。

- 自然災害（地震、津波、豪雨、暴風、豪雪…）
- 大規模事故等（大火災、爆発、列車事故、海難…）
- 感染症（SARS、鳥・新型インフルエンザ…）
- 国際的なテロの動向、北朝鮮情勢



あってはならない事態から
国民を保護する仕組みが必要

国民保護とは

中でも、人間が意図的に発生させる危機事象に対して

○万一、**武力攻撃**や**大規模テロ**が起こった場合に、

- 正確な情報を把握し、住民に伝え、住民が**正しく避難**できるようにする
- **救援、武力攻撃災害への対処**を行う

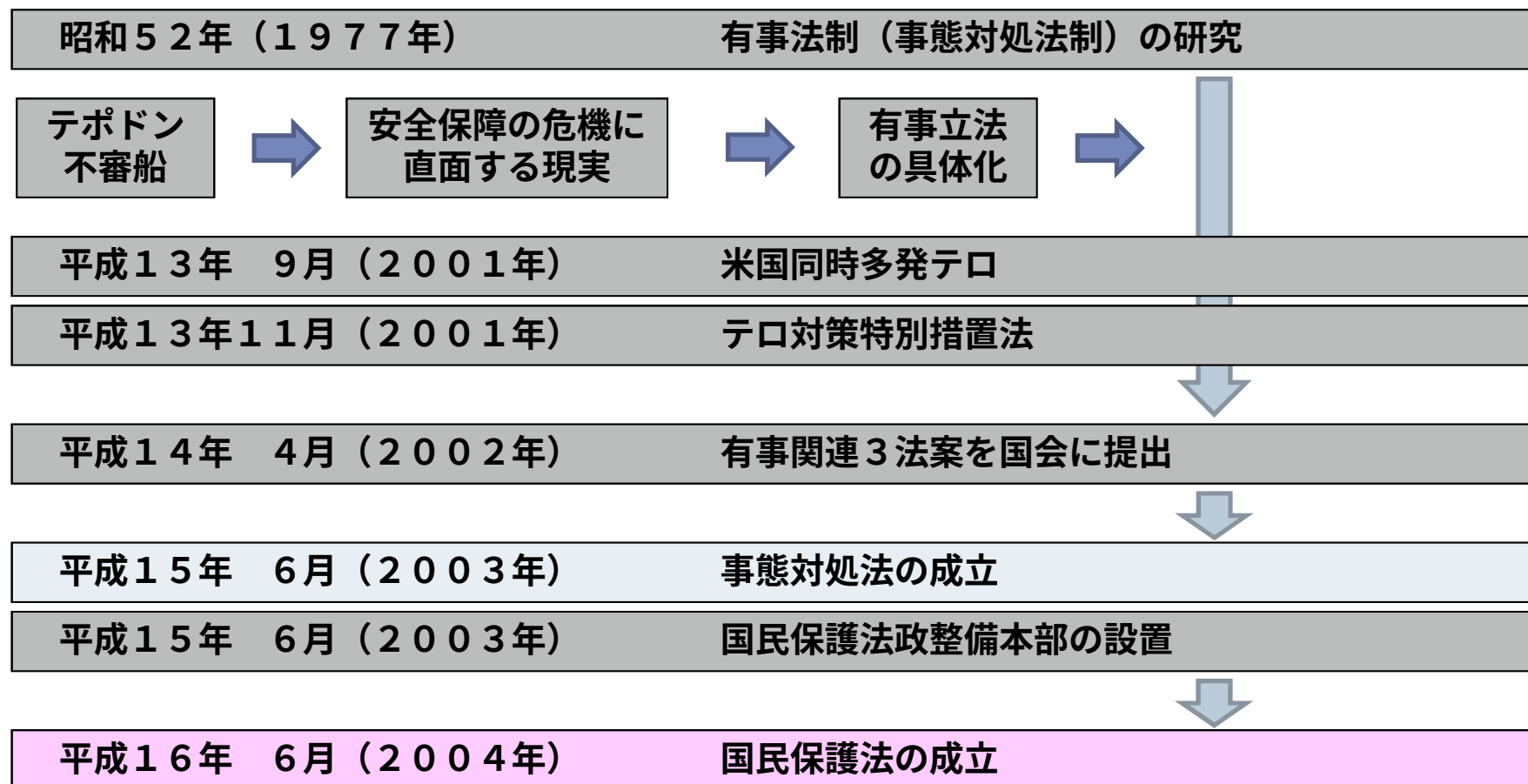
○国、県、市町村、住民などが協力して、

住民を守るための仕組み

○住民の生命や財産を守るという意味では、

地方公共団体・消防の本来の役割 とも言える

国民保護法成立までの経過



有事関連三法

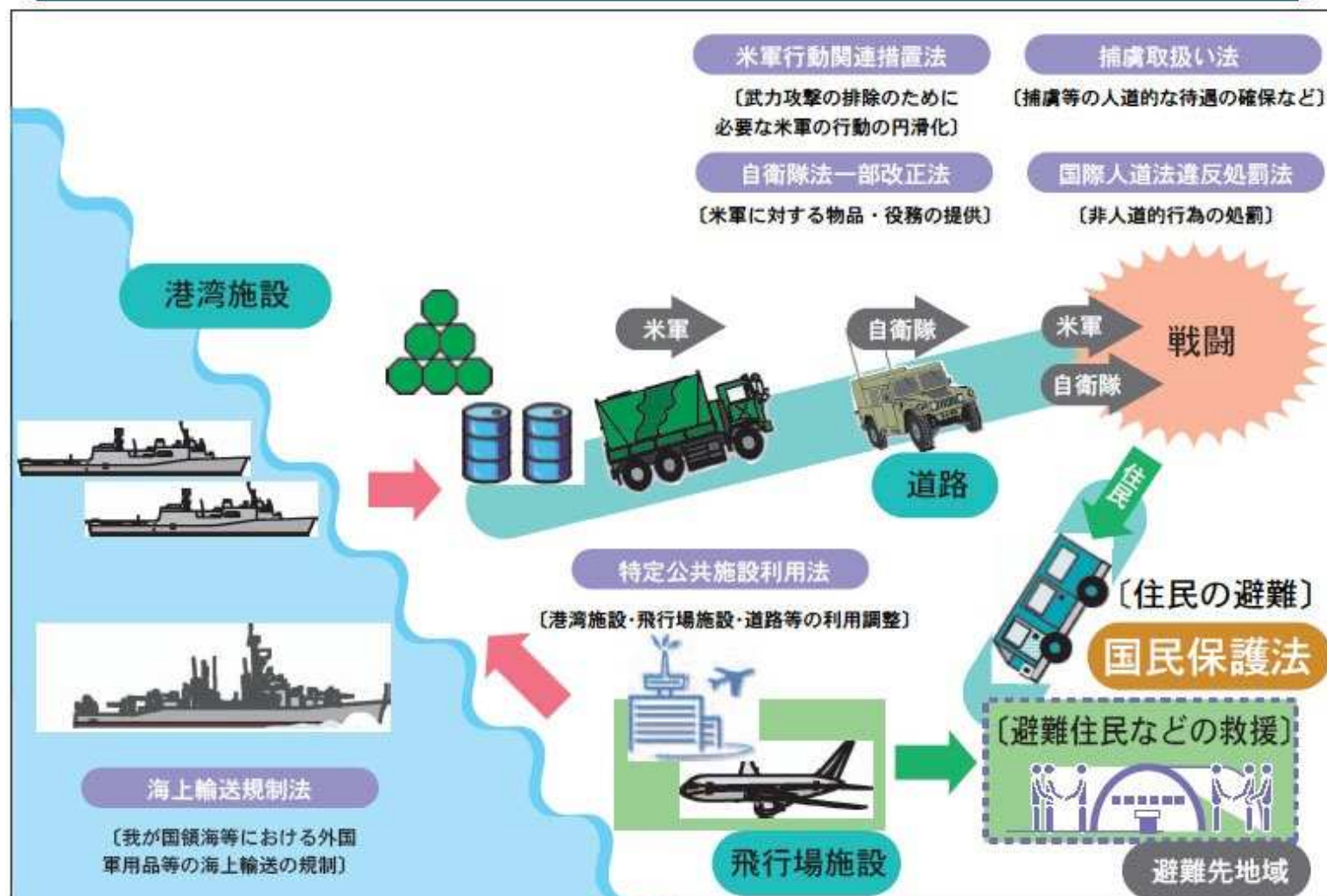
平成15年の通常国会で成立した法律（有事関連三法）



有事関連七法

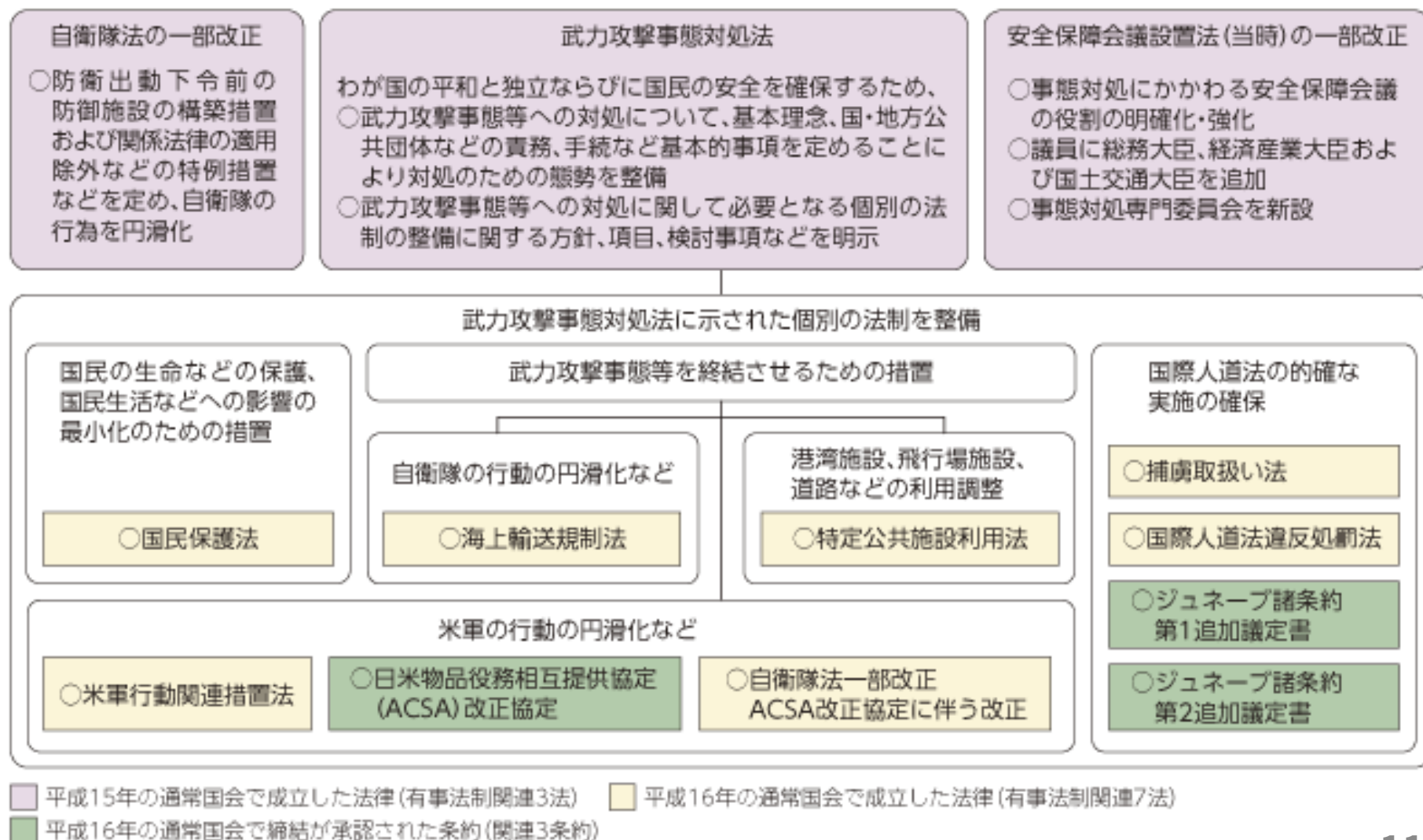
平成16年の通常国会で成立した法律（有事関連七法）

事態対処法に定められた基本理念等の枠組みの下、個別の法制を整備



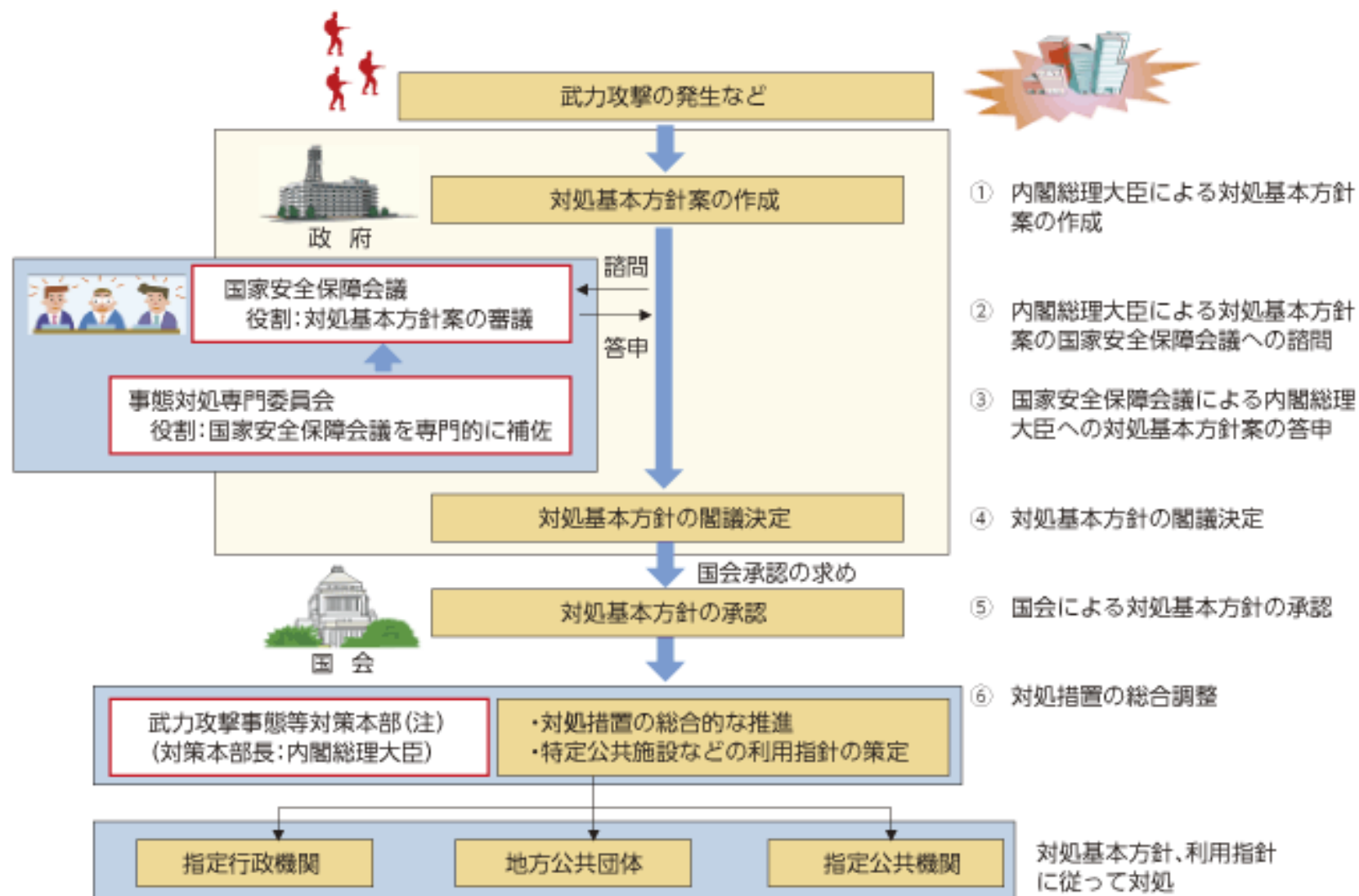
有事法制の全体像

図表Ⅲ-1-2-1 有事法制の全体像



武力攻撃事態等への対処への手続き

図表Ⅲ-1-2-2 武力攻撃事態等への対処のための手続



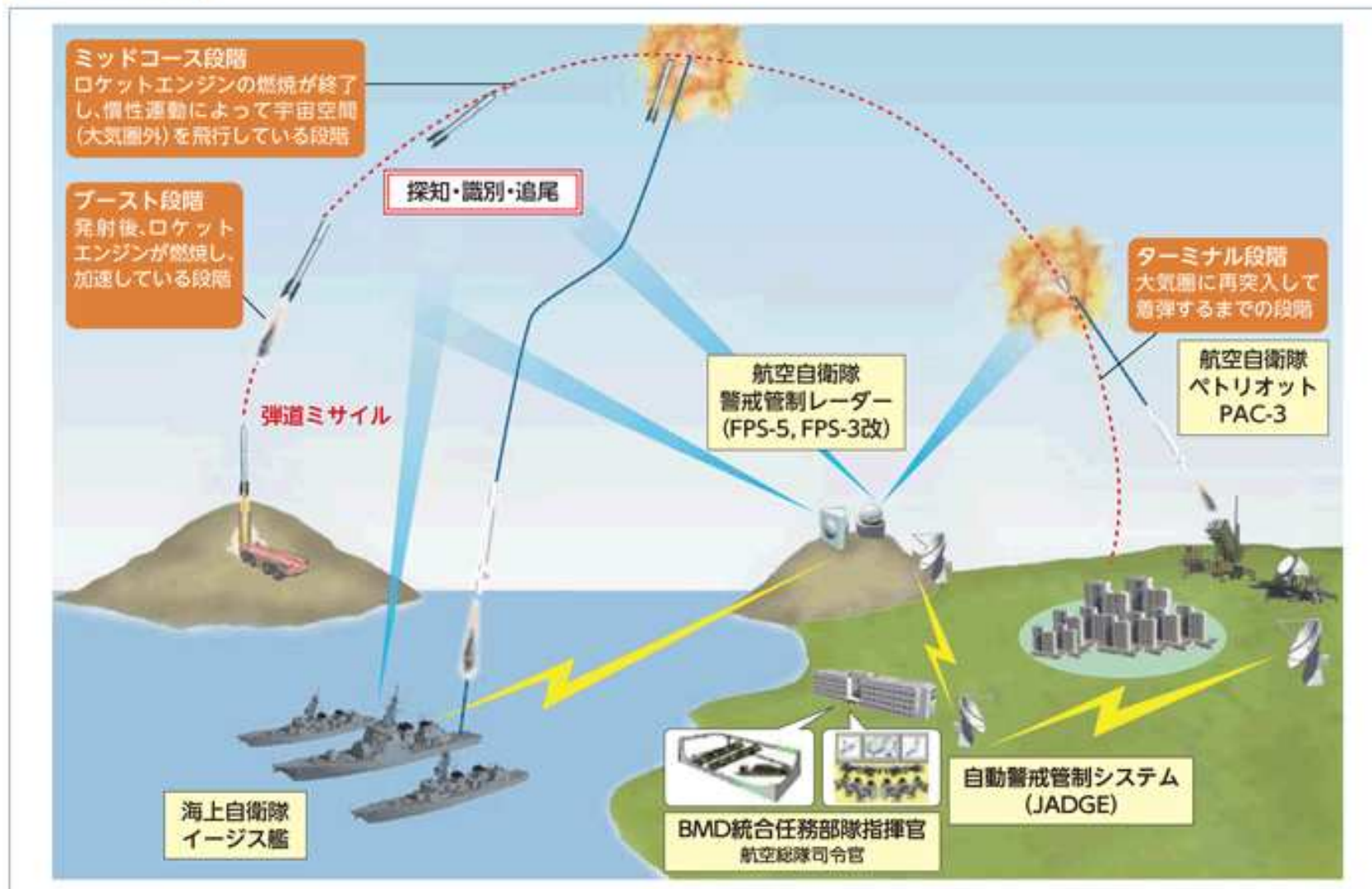
(注) 武力攻撃事態等への対処措置の総合的な推進のために内閣に設置される対策本部

国民保護法とは

- ◆ **武力攻撃事態**等において、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としている。
- ◆ 武力攻撃事態等における国、地方公共団体、指定公共機関等の責務や役割分担を明確にし、国の方針の下で、国全体として万全の措置を講ずることができるようにしている。
- ◆ 住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置について、その具体的な内容を定めている。
- ◆ **緊急対処事態**においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置（緊急対処保護措置）を実施することとしている。
- ◆ 国民の保護のための措置を実施するにあたっては、国民の基本的人権の尊重に十分な配慮がなされる。

防衛は国民保護法の範囲外

図表Ⅲ-1-2-8 BMD整備構想・運用構想（イメージ図）



防災と国民保護の差異

防 災

地震、台風等
地理的状況、気象状況等による

自治事務

市町村（国、県は補完）

市町村

独自に設置

自主的な避難

補完
市町村による避難の勧告・指示
（緊急通報、防御措置は実施しない）

事務性格

対応主体

費用負担

対策本部

避 難

県の役割

国民保護

武力攻撃、テロ
悪意ある相手により引き起こされる

法定受託事務

国→県→市町村

国

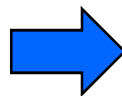
国の指定による設置

避難誘導

主体
県による避難の指示
緊急通報、防御措置

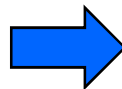
自然災害との相違点（活動上）

何が起こっているか、外形上はわからない



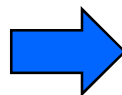
住民へ正確な情報を伝達する仕組み

相手に意図があり、第二、第三の攻撃が起こるおそれ



安全に住民の避難誘導を行う仕組み

殺傷を目的とした武器により、被害が空間的・時間的に拡大



消防職員等の安全を確保する仕組み

国が情報を集約し、国の判断・責任で対処する仕組み

国民保護の体系

H16.6

国民保護法

国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を規定

H17.3

国の基本指針

国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

H18.3

県国民保護計画

基本指針に基づいた、都道府県レベルでの計画

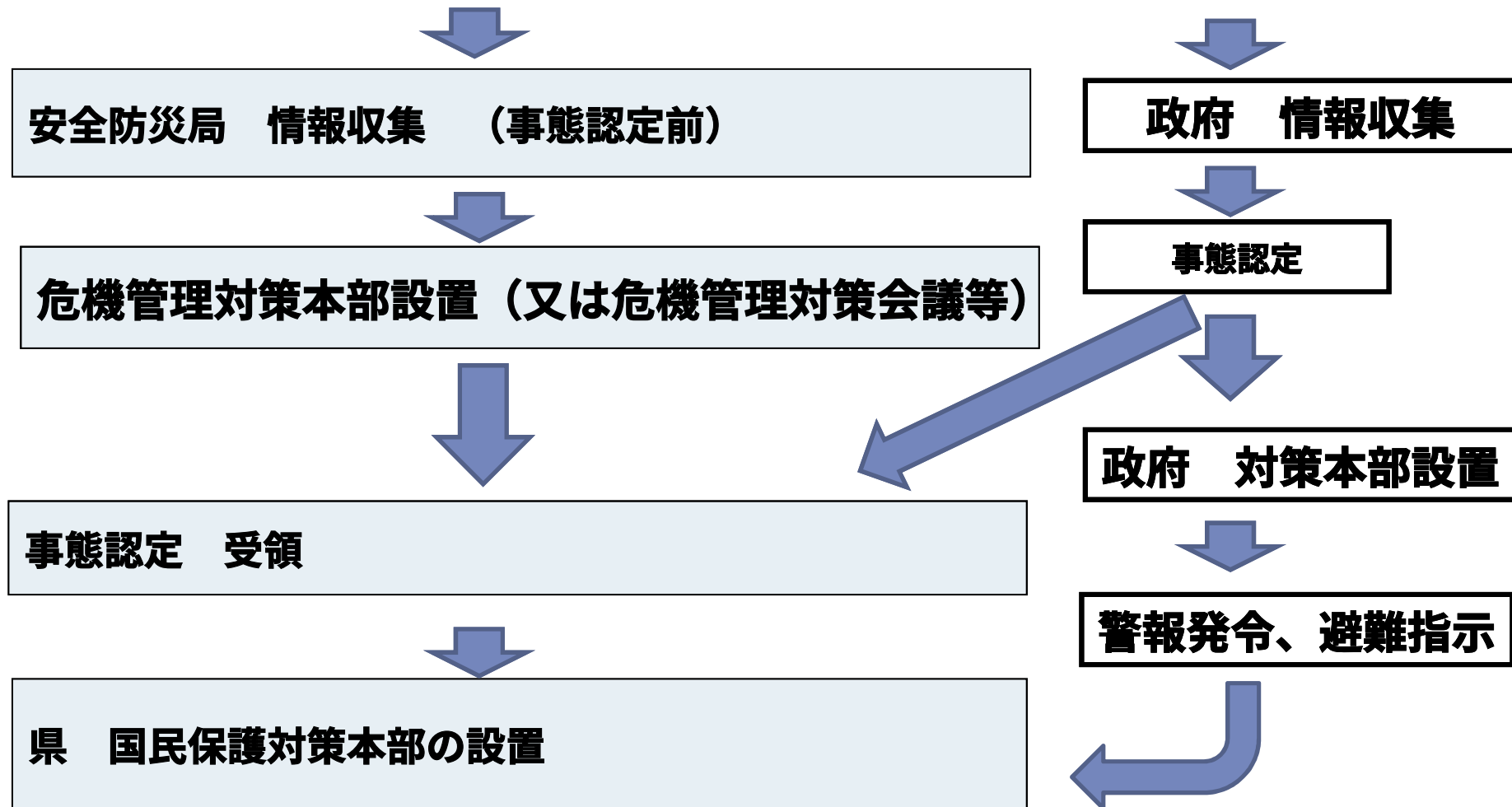
～H19.3

市町村国民保護計画

県計画に基づいた、市町村レベルでの計画

国民保護事案への対応(神奈川県)

事案発生



国民保護法が対象とする事態 (武力攻撃事態・緊急対処事態)

武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態：武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

①着上陸侵攻



- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- ・ 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

②ゲリラ・特殊部隊による攻撃



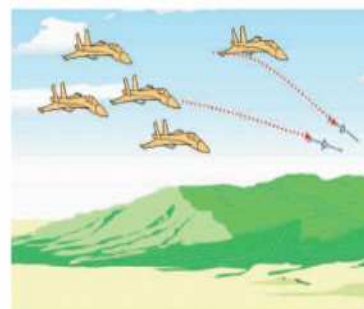
- ・ 突発的に被害が発生することもあります。
- ・ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがあります。
- ・ NBC兵器やダーティボムが使用されることも想定されます。

③弾道ミサイル攻撃



- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想されます。
- ・ 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

④航空機による攻撃



- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。
- ・ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

緊急処理事態の類型（攻撃対象施設等による分類）

緊急処理事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

（事態例）

➤ 原子力事業所などの破壊

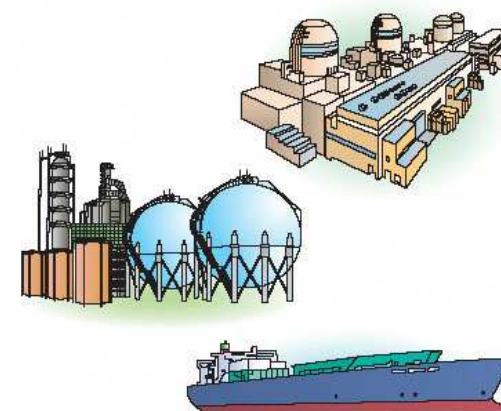
大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

➤ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

➤ 危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。



多数の人が集合する施設等に対する攻撃

（事態例）

➤ 大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



緊急対応事態の類型（攻撃手段による分類）

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

（事態例）

➤ ダーティボム※などの爆発

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。

➤ 生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

➤ 化学剤の大量散布

地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をはうように広がります。



※ダーティボム
放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃

（事態例）

➤ 航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。

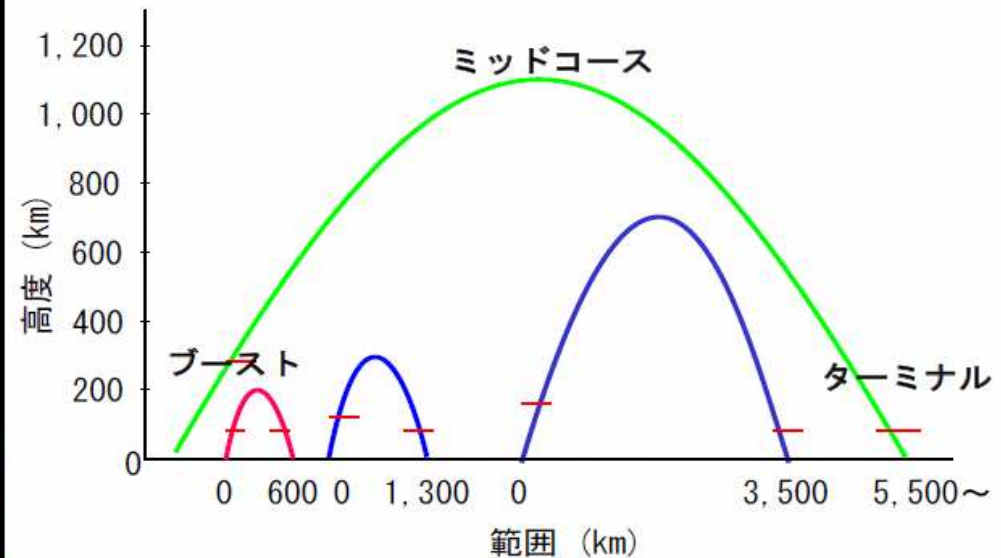


26

**想定している事態
－武力攻撃事態－
「弾道ミサイル」**

弾道ミサイルとは（防衛省資料より）

弾道ミサイル	巡航ミサイル
○放物線を描いて飛翔するロケットエンジン推進のミサイル。 ○長距離にある目標を攻撃することが可能。 ○速度が速い。	○ジェットエンジンで推進する航空機型誘導式ミサイル。 ○低空飛行が可能。 ○飛行中に経路を変更できるために命中精度が極めて高い。
	



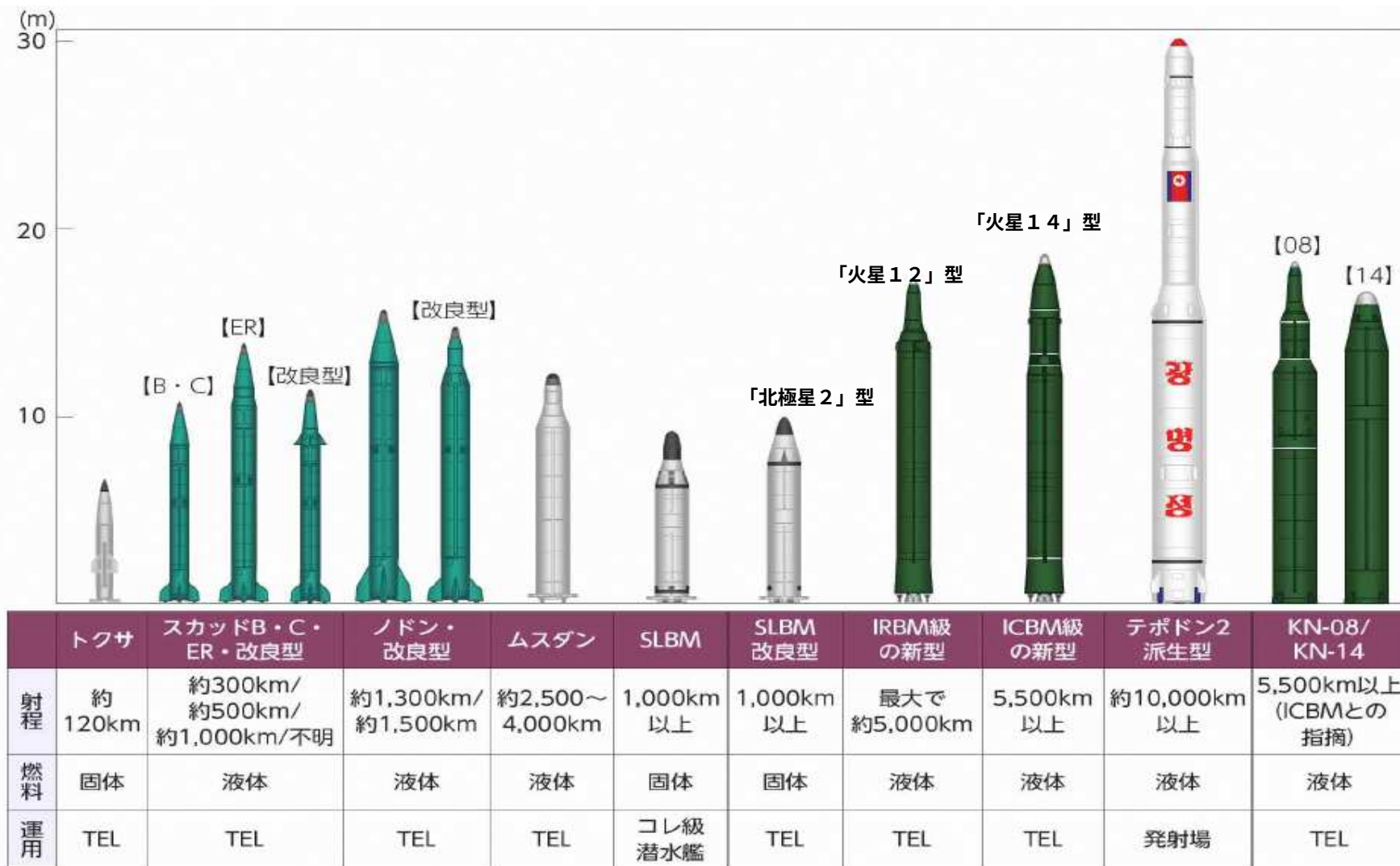
種類	射程	飛行時間	再突入速度
短距離弾道ミサイル	約 1,000km以下	約5~10分	1~3 km/秒 (マッハ約3~9)
中距離弾道ミサイル	約 1,000~5,500km	約10~20分	3~7 km/秒 (マッハ約9~21)
長距離弾道ミサイル	約 5,500km~	約20~30分	7~8 km/秒 (マッハ約21~24)

迎撃の課題	
速い速度	・ 相対速度は、小銃で小銃の弾を撃つ場合よりも格段に速く目標を迎撃することが必要。
短い到着時間	・ 極めて短い時間で、迎撃ミサイル発射のための一連の対応を行う必要。
高い到達高度	・ 地表から遠く離れた高度まで迎撃ミサイルを精密に誘導する技術が必要。
小さな高速目標	・ 小さく高速である目標を、探知追尾するためにはレーダ能力を向上させ、確実に破壊するためには直撃させることが必要。

- ※ 1 中距離弾道ミサイルは、準中距離級と中距離級に区分することもある。
 2 参考として、F-15戦闘機の最高速度はマッハ約2.5（約0.85km/秒）

極めて精度の高い迎撃システムが必要

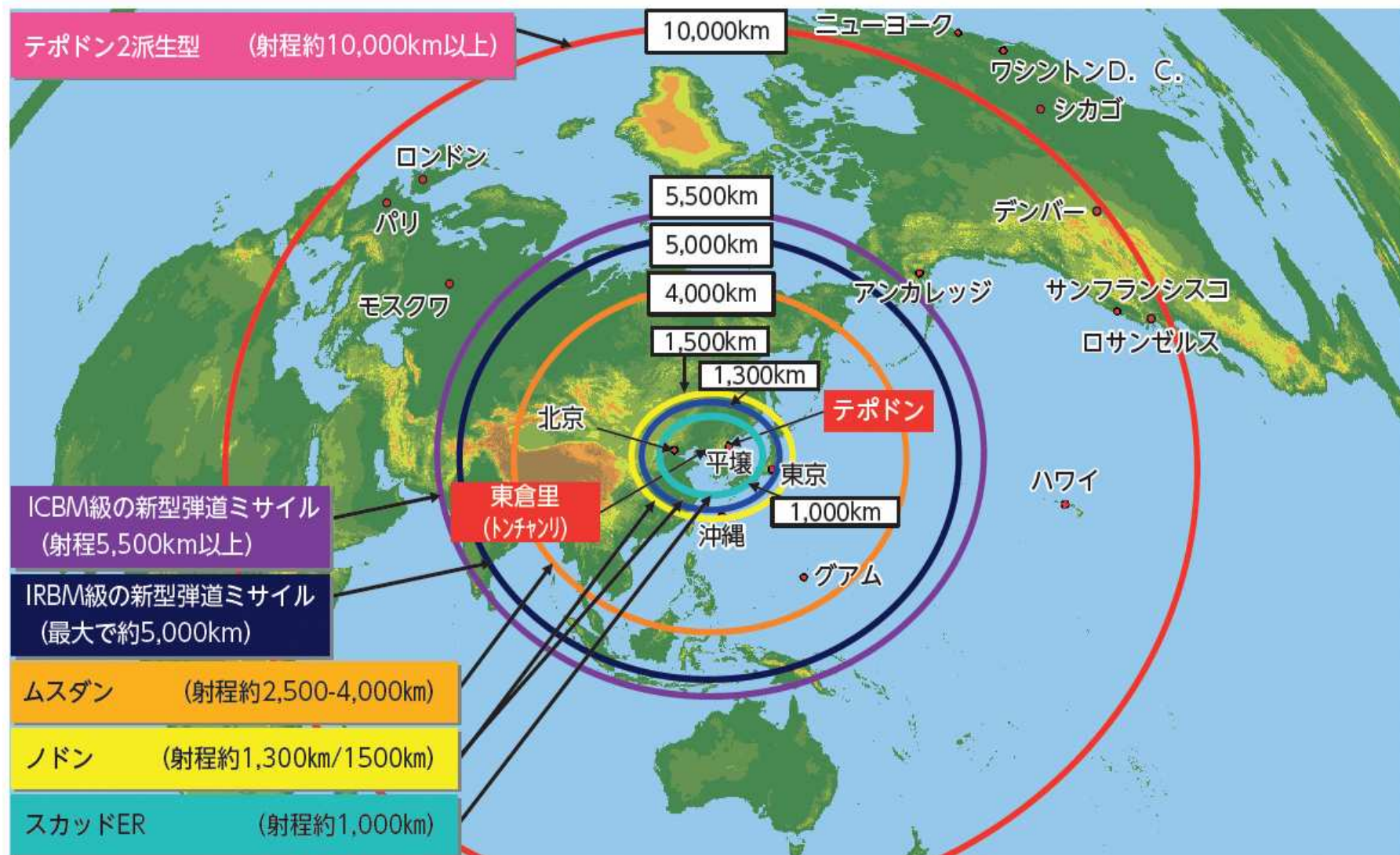
北朝鮮の保有する弾道ミサイル及び性能



出典：JANE'S STRATEGIC WEAPON SYSTEMS等

TEL:弾道ミサイル輸送起立発射機

北朝鮮の保有する弾道ミサイル及び性能



※上記の図は、便宜上平壤を中心に、各ミサイルの到達可能距離を概略のイメージとして示したもの

北朝鮮による弾道ミサイル発射事案(平成29年8月)①

北朝鮮による弾道ミサイル発射の概要

8月29日

5時58分頃

6時05分頃～07分頃

6時12分頃

ミサイル発射

北海道渡島半島及び襟裳岬の上空を太平洋に向けて通過

襟裳岬の東約1,180kmの太平洋(我が国の排他的経済水域(EEZ)外)に落下したものと推定

【引用】防衛省HP 8月29日 北朝鮮による弾道ミサイル発射について ※詳細は分析中

17年8月29日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射について
(イメージ)

2017年8月29日
防衛省

緊急速報メールの状況
(～9/13)



発射情報

緊急速報

緊急速報

政府からの発表

2017/08/29 06:02

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。」

(総務省消防庁)

通過情報

緊急速報

緊急速報

政府からの発表

2017/08/29 06:14

「ミサイル通過。ミサイル通過。先程、この地域の上空をミサイルが通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

(総務省消防庁)

北朝鮮による弾道ミサイル発射事案(平成29年9月)①

北朝鮮による弾道ミサイル発射の概要

9月15日

6時57分頃

7時04分頃～06分頃

7時16分頃

ミサイル発射

北海道渡島半島及び襟裳岬の上空を太平洋に向けて通過

襟裳岬の東約2,280kmの太平洋(我が国の排他的経済水域(EEZ)外)に落下したものと推定

【参照】防衛省HP 9月15日 北朝鮮による弾道ミサイル発射について等 ※詳細は分析中

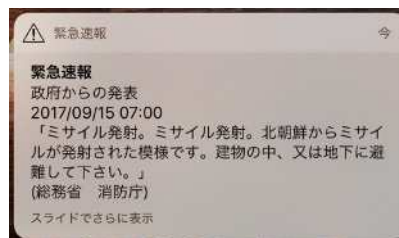
17年9月15日の北朝鮮によるミサイルの発射について
(イメージ)

2017年9月15日
防衛省

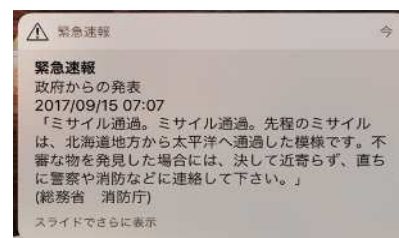


緊急速報メールの状況 (9/14～)

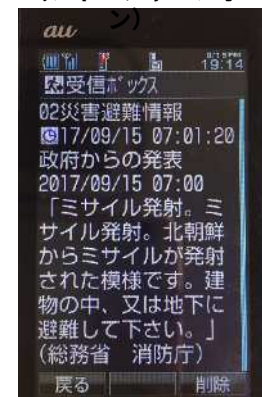
発射情報(スマートフォン)



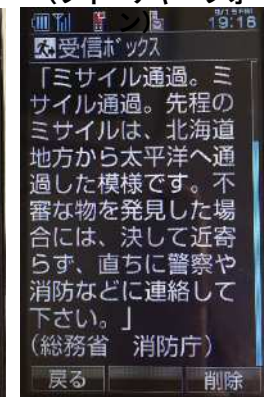
通過情報(スマートフォン)



発射情報 (フィーチャーフォ)



通過情報 (フィーチャーフォ)



国民保護措置（国・県・市の役割）

住民避難のしくみ

国

警報の発令・通知

- 武力攻撃事態等の現状と予測
- 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- 住民や公私の団体に対し周知させるべき事項

都道府県

警報の通知

- 武力攻撃事態等の現状と予測
- 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- 住民や公私の団体に対し周知させるべき事項

市町村

警報の伝達

- 警報の内容を住民・関係団体に伝達、執行機関に通知
- 防災行政無線のサイレンや他の手段を活用し、できるだけ速やかに伝達
- 都道府県警察の協力

避難措置の指示

- 住民の避難が必要な地域
- 住民の避難先となる地域
- 住民の避難に関して関係機関が構すべき措置の概要

避難の指示

- 住民の避難が必要な地域
- 住民の避難先となる地域
- 主な避難の経路
- 避難のための交通手段

避難住民の誘導

- 直ちに避難実施要領を定める
- 市町村長が市町村職員及び消防を指揮し避難住民を誘導
- 警察官等による誘導の要請

指定公共機関等

- 放送事業者による警報や避難の指示の放送
- 運送事業者による避難住民の運送

避難住民の誘導について（１）

① 事態に即した避難

- 弾道ミサイル発射時 → 迅速に屋内に避難
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃 → 一時避難場所 → バス等で移動
- ただし、大都市部での突発的テロでは、自主的な避難に頼らざるを得ない



② 住民に対するタイムリーで十分な情報提供

- 「正常化の偏見」（希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動をとらないこと）が起きやすい
- 逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり、思いこみで行動する可能性もある
- 住民の心理状態も十分考慮する必要



③ 学校での対応

- 保護者に連絡して、生徒と保護者が一緒に行動することが基本
- 時間的余裕のない場合には、学校の管理下で避難を行うことも考慮



避難住民の誘導について（２）

④ 企業の役割

- 企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つ可能性
- 近隣地域や顧客への情報提供にも重要な役割

⑤ 高齢者・障がい者等への支援

- 自然災害時と同様の配慮が必要
- 消防団や自主防災組織、民生委員等と連携した情報提供と支援の実施
- 一人一人のための「避難支援プラン」（マップの作成等）

⑥ 住民の「自助」努力による取り組みの促進

- 異常を感じたら、自らの判断で、すぐ、建物の陰に隠れたり、現場から離れることが、一人一人の安全を守る最も重要な対処

【行政の役割】

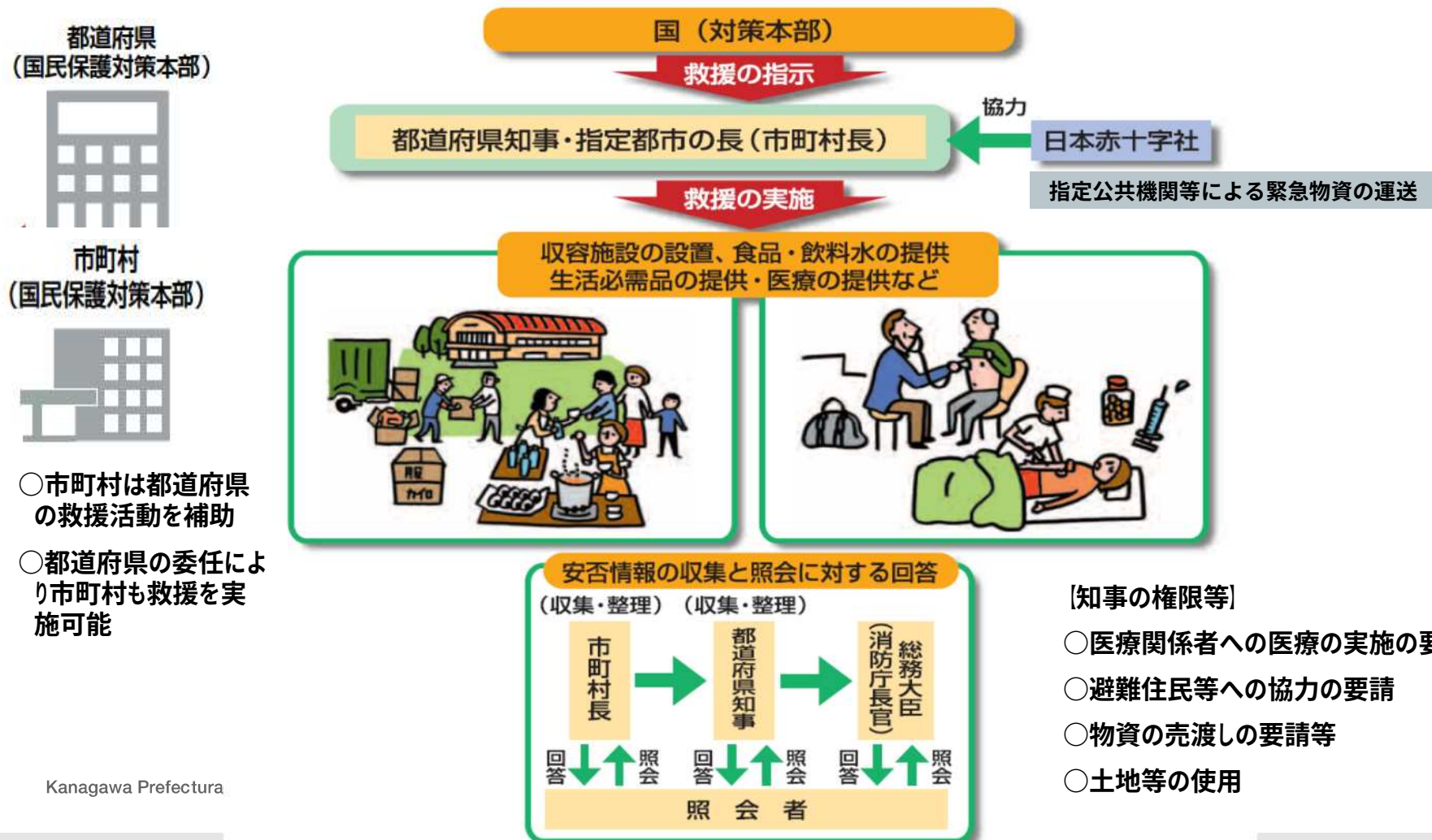
平素から啓発・訓練を実施し、住民の「自助」の精神を涵養



内閣官房 国民保護ポータルサイト
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

救援に関する措置

- 国からの指示を受け、都道府県が救援活動を実施
- 緊急時は、国の指示がなくとも都道府県は救援を実施可能



武力攻撃災害への対処

- 生活関連等施設（原子力事業所、ダム、鉄道施設等）の安全の確保、警備の強化、立入制限等
- 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の取扱所での製造等の禁止・制限等
- 警戒区域の設定と区域内への立入制限・禁止、退去命令
- 消火、救急及び救助活動

国、都道府県、市町村の各機関が協力して対処

国民の協力について

国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。（武力攻撃事態対処法第8条抜粋）



国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。
（国民保護法第4条第1項抜粋）

◎国民保護法では、国民に協力を要請できる場合を限定

【協力の内容】

- ① 住民の避難や被災者の救援の援助
- ② 消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助
- ③ 保健衛生の確保に関する措置の援助
- ④ 避難に関する訓練への参加

○協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮

○国民が協力の要請に応ずるか否かは任意とし、義務とはしない。

○国や地方公共団体は、要請に基づく協力により、国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償

○国や地方公共団体は、住民の自主的な防災組織やボランティアの国民の保護のための活動に対し、必要な支援を実施

国民への協力の要請

消防吏員・消防団員

協力の要請

協力者の安全配慮

自発的な意思に
基づく国民の協力

国民（自主防災組織など）

協力を要請できる事項

- ・ 避難住民の誘導への協力
- ・ 救援への協力
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助への協力
- ・ 保健衛生の確保への協力



自主防災組織リーダーの皆様へ

東日本大震災や阪神・淡路大震災では、自主防災組織やボランティアの役割の重要性が強く認識されました。こうした自主的な防災活動は、武力攻撃による災害が発生した場合にも同様に期待されています。

避難住民の誘導 への協力



避難住民の先導、
お年寄りや障害を
持った方の避難の
援助など

救援への協力



避難所での救援
物資の配布や炊
き出しなど

消火、負傷者の 搬送、被災者の 救助への協力



消火のための水
の運搬、負傷者
の搬送、応急手
当など

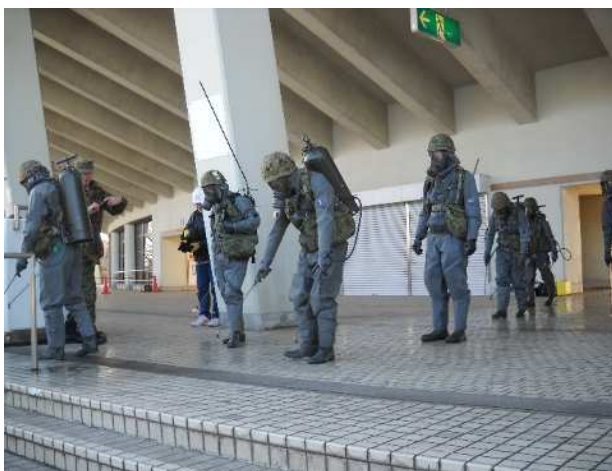
保健衛生確保へ の協力



衛生広報等のた
めに保健所等が
作成したパンフ
レットの配布など

国民保護訓練

国民保護訓練



平成29年2月9日の訓練

1 訓練日時

平成29年2月9日 木曜日 〔実動訓練〕10時から12時 〔図上訓練〕10時から17時（国との共同訓練は13時から17時）

2 訓練会場

日産スタジアム(実動訓練：スタンド等 図上訓練：会議室) ※詳細は別紙参照

3 訓練の特徴

- 2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピックの競技会場である「日産スタジアム」において、国、横浜市と共催で実施
- 爆破テロ事案による多数傷病者発生・大量搬送を中心とした「実動訓練」と、生物剤散布、立てこもり等の同時多発テロ事案を想定した「図上訓練」を同時進行
- 事前にテロ災害の内容を訓練参加者に明らかにしない、いわゆる「ブラインド訓練」により、実践的な対応を検証
- 消防、警察、自衛隊、医療機関など、多くの関係機関が連携して、テロ事案に対処
- CBRNE(化学剤、生物剤、放射性物質、核、爆発物)に対応した最新の資機材を展示

実践的訓練

実動訓練と図上訓練を並行して実施した実践的訓練。

事案の概要	
第1事案	日産スタジアムでの爆破
第2事案	近隣集客施設での炭疽菌散布
第3事案	市内中心部での立てこもり
第4事案	みなとみらい地区での爆破物発見
第5事案	県内主要駅での爆破

日産スタジアムを使用した訓練

1 実動訓練会場図



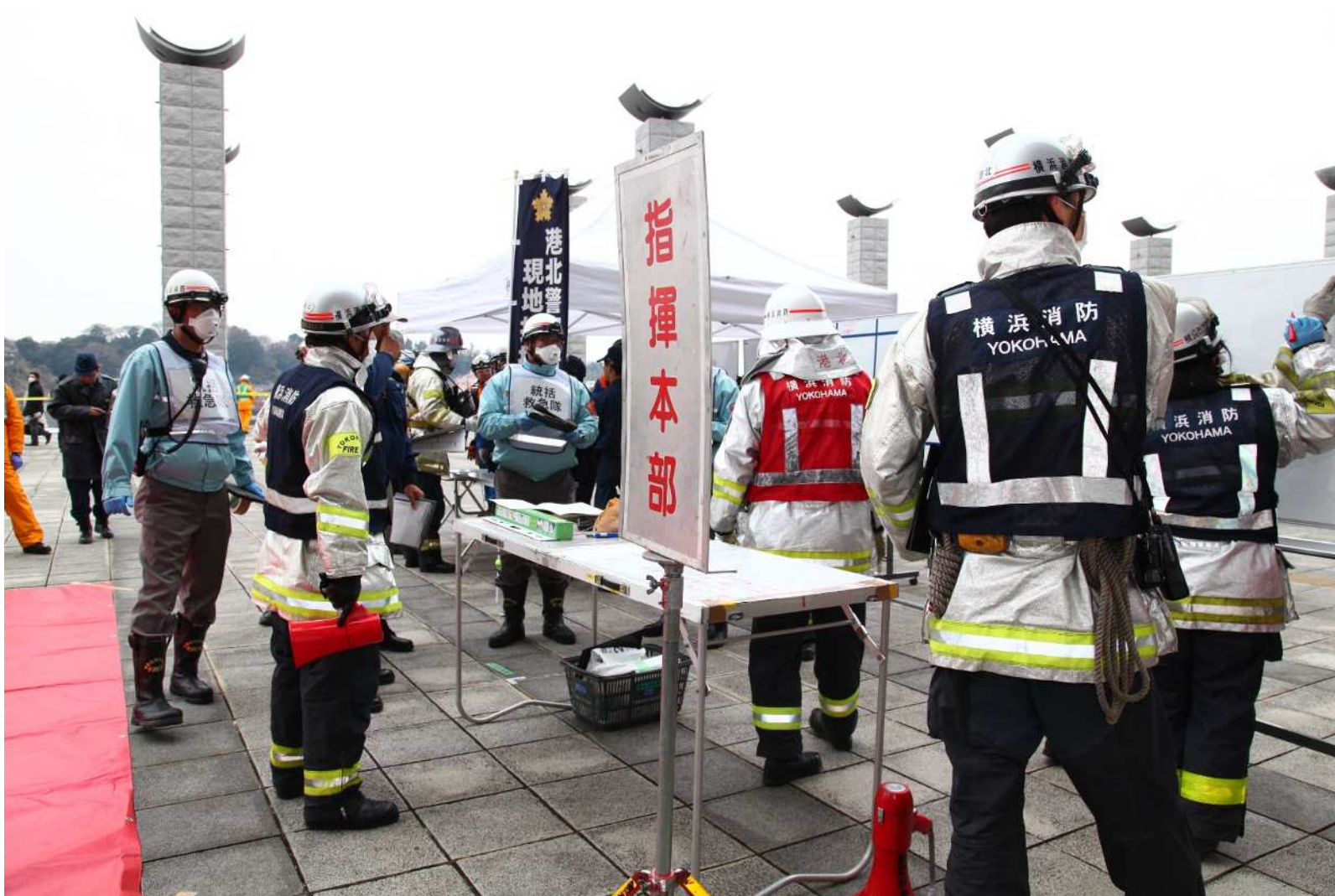
スタジアムで爆破



Kanagawa Prefectural Government

スタジアム内で爆発が発生し、大会スタッフ等が観客を避難・誘導させています。

スタジアムの外では指揮本部が立ち上がっている。



負傷者の救出、搬出



消防・警察による救助活動が行われています。



負傷者の救出、搬送



Kanagawa Prefectural Government

横浜市消防局の救急隊が横浜市内の拠点病院等に向けて、負傷者を搬送しています。

図上訓練を視察する知事

第2事案	近隣集客施設での炭疽菌散布
第3事案	市内中心部での立てこもり
第4事案	みなとみらい地区での爆破物発見
第5事案	県内主要駅での爆破



2階フロア



Jアラート訓練

Jアラートによる警報の発令を想定した弾道ミサイル避難訓練を実施します！

平成29年9月20日

記者発表資料

発射から極めて短時間で飛来する弾道ミサイルの着弾時の被害を軽減するためには、全国瞬時警報システム（Jアラート）の意味を知るとともに、Jアラートによる警報が発令された際の迅速な避難行動が不可欠です。現在、県では動画を作成し、Jアラートによる警報が発令された場合のとりべき行動の周知に努めていますが、県民が関心を持つきっかけづくりや今後の消防業務の現場を担う初任教育生の経験向上を目的に実働の避難訓練を実施します。

■ 1.日時

平成29年9月26日（火曜日）12時30分から12時50分まで

■ 2.場所

神奈川県総合防災センター（厚木市下津古久280）

■ 3.主催

神奈川県

■ 4.内容

グラウンドでのイベント開催時に県内にJアラートによる警報が発令された想定で、約500名の訓練参加者が一斉に避難行動を行う。

平成29年11月9日江ノ島 訓練





身の安全を守るために

身の安全を守るために

警報が発令されたら

屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉めてください。
- ・ガス、水道、換気扇を止めてください。
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れて座ってください。

屋外にいる場合

- ・近くの堅牢な建物や地下街など屋内に避難してください。

自家用車を運転している場合

- ・できる限り道路外の場所に車を止めてください。
- ・やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならないようにしてください。

情報収集

警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。



避難の指示が出されたら

自宅から避難所へ避難する場合

- ・ガスの元栓をしめ、電気のコンセントを抜いておきましょう。ただし、冷蔵庫のコンセントはさしたままにしておきましょう。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用しましょう。
- ・パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを持っていきましょう。
- ・家の戸締りをしましょう。
- ・近所の人に声をかけましょう。
- ・避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。

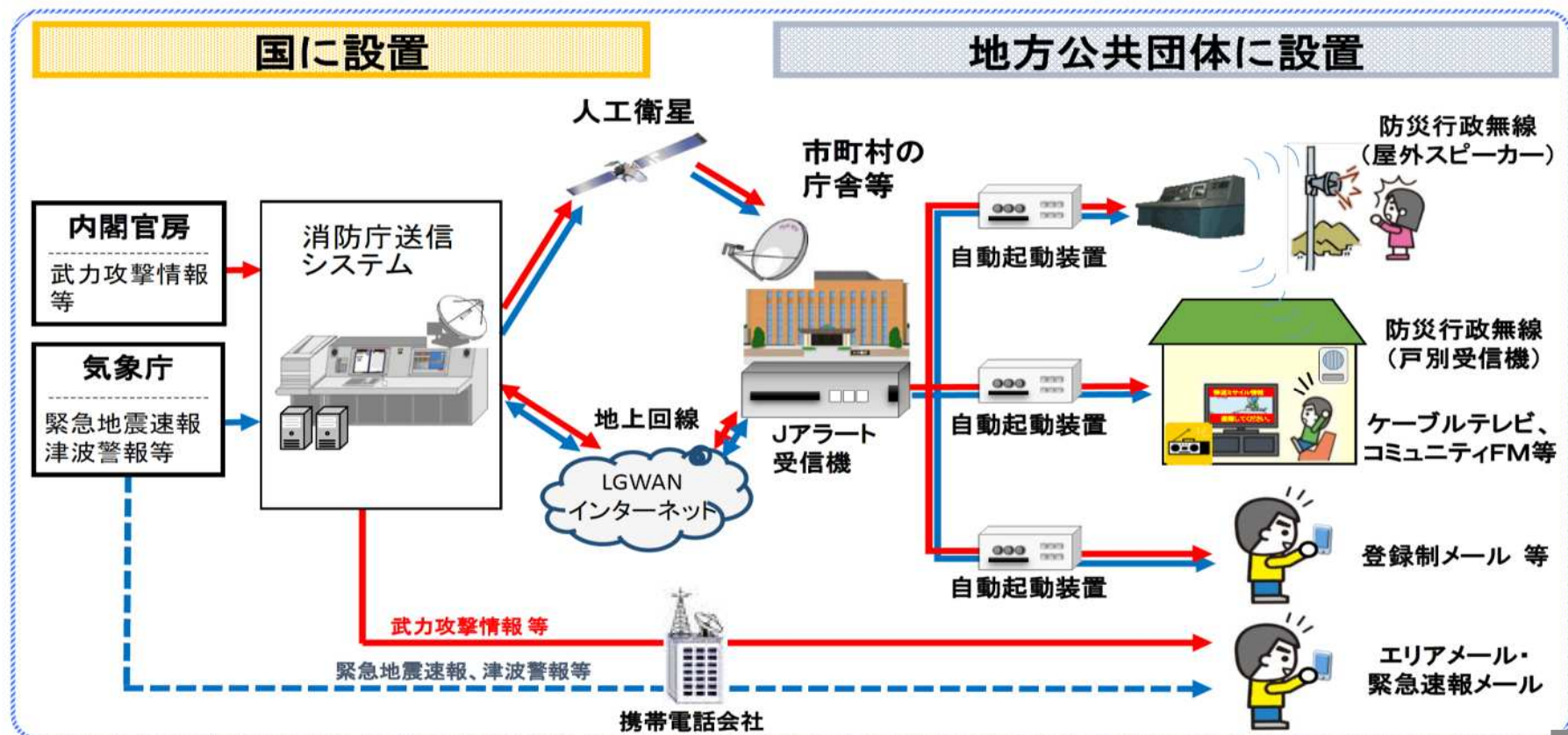


Jアラート（全国瞬時警報システム）

Jアラートの概要

● 全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム



警報がなくても

警報がなくても

身のまわりで急な爆発が起きたら

- 姿勢を低くし、身の安全を守りましょう。
- 周囲で物が落下している場合は、落下がとまるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠しましょう。
- 爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れましょう。
- 警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動しましょう。
- テレビやラジオなどを通して、行政機関からの情報収集に努めましょう。



火災が発生したら

- できるかぎり低い姿勢をとり、急いで建物から出ましょう。
- 口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。



がれきにとじこめられたら

- ライターやマッチを使用しないようにしましょう。
- 動き回って粉じんをかきたてないようにしましょう。
- 口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。
- 自分の居場所を周りに知らせるために、配管などを叩きましょう。
- 粉じんなどを吸い込む可能性がありますので、大声を上げるのは最後の手段としましょう。



攻撃の種類によって違う注意点

国民保護の対象として想定されている事態における対処方法は次のとおりです。
万一の場合に備え、知っておいてください。

ゲリラや特殊部隊による攻撃

攻撃の特徴

- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的です。
しかし、原子力発電所など、攻撃目標とされた施設の種類によっては、被害が拡大するおそれがあります。



対処方法

- 突発的に被害が発生することもあるため、攻撃当初は一旦屋内に避難しましょう。その後状況に応じて行政機関からの指示に従い、適切に避難しましょう。

化学剤・生物剤による攻撃

化学剤・生物剤による攻撃

○化学剤

- 神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類され、においがするもの、しないものなど各種あります。
- 風下方向に拡散します。空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうのように広がります。
- 目の充血、咳込み、かゆみなどの症状が現れます。

○生物剤

- 人や動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルスなどの微生物、あるいは動植物などが作り出す毒素が例として挙げられます。

攻撃の特徴

- 触れたり、吸引したりすることで人体に悪影響を及ぼすことから、飲食物や日用品への混入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられます。
- 生物剤は発症までに潜伏期間があり、その間に感染が広がる場合があります。

化学剤・生物剤 対処方法

対処方法

- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上の高台などに避難しましょう。
- 屋内にいる場合は、窓を閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。
- 2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ移動しましょう。
- 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分してください。
- 汚染された衣服、特に頭からかぶる服を脱ぐ時は、露出している皮膚に触れないようはさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉しましょう。その後、水とせっけんで手、顔、体をよく洗いましょう。
- 行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けましょう。治療は一刻を争います。
- 飲食物などの状況が怪しいと感じたらすぐに周囲に知らせ、警察や消防に通報してください。
- 安全が確認されるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。



弾道ミサイルによる攻撃

最初に、ビデオを見てもらいました。

弾道ミサイルによる攻撃

攻撃の特徴

- 発射前に着弾地域を特定することは極めて困難であり、かつ、短時間での着弾が予想されます。
- 弾頭の種類（通常弾頭か、核・生物・化学弾頭か）を着弾前に特定するのが困難です。
- 弾頭の種類に応じて被害の状況や対応が異なります。

対処方法

- 攻撃当初は屋内に避難し、その後状況に応じて行政機関からの指示に従い、適切に避難しましょう。
- 屋内に避難する時は、なるべく堅牢な建物や地下街などに避難しましょう。

弾道ミサイル落下時の行動



弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動

②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

—— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます ——



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai



Jアラート (例)直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに屋内に避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

できる限り頑丈な建物や
地下に避難する。

地下：地下街や地下駅舎などの地下施設

建物が
ない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。

近くに
ミサイル
落下！

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

核物質による攻撃

核物質による攻撃

攻撃の特徴

- 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風などによる殺傷、建物の破壊等であり、その後、放射能汚染による被害が生じます。
- 放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボムと呼ばれます）による被害は、核爆発ほど大きな被害は生じませんが、爆発による被害と放射能による被害をもたらします。

対処方法

（爆発時）

- 閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので、見ないでください。
- とっさに遮蔽物の影に身を隠すか、溝や窪地に伏せましょう。

（避難）

- 近隣に建物があればその中へ避難しましょう。
地下施設やコンクリート建物であればより安全です。
- 上着を頭からかぶり、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点からなるべく遠く離れましょう。その際、風下を避け風向きとなるべく直角の方向に避難しましょう。



- 屋内では窓を閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。
- 屋内に地下施設があれば地下へ移動しましょう。
- 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物質を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉しましょう。その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。
- 被ばくや汚染のおそれがあるため、自覚症状がなくても行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けましょう。
- 安全が確認されるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。



最後に

- 私個人は、武器の無い、平和な世の中を願っています。
- しかし、現実には世界各地でテロや、武器による挑発行為も発生しています。
- 県という行政機関として、万が一の時には、国民保護法に基づき県民の皆さんの保護を図っていきます。
- しかしながら、県民一人ひとりの方の命を守るためには、実は一番、自助・共助が重要であることも事実です。
- 本日の講演を機会に考え、いざという時の行動をお考えください。

ご清聴ありがとうございました。